

「認知症高齢者グループホーム」「介護付き有料老人ホーム」に併設されている地域交流スペースについての御案内です。

1 設置目的

地域交流スペースは、地域住民が集い、地域福祉のための活動や交流などを目的としたスペースとして設置されるもので、地域包括ケアシステムの構築のため、認知症高齢者グループホーム、介護付き有料老人ホームの運営法人の公募に際して指針を定め、整備を推進しています。

2 活用例

- (1) ボランティアグループ等による多様なサービスの提供
- (2) ミニデイサービス
- (3) 食事会
- (4) 介護予防活動の拠点
- (5) 子育て世帯の交流会や各障害者の集い場
- (6) 施設の利用者と地域との交流の場
- (7) 地域団体の会議
- (8) 研修会や講習会、催し物など

3 主な設備・備品（施設によって異なります。）

- (1) キッチン（一般家庭用）、手洗い、トイレ
- (2) 机、椅子、ホワイトボードなど

4 利用方法

- (1) 所在地やお問合せ先等は、別紙の「地域交流スペース一覧」を御覧ください。
- (2) 地域交流スペースの管理は当該スペースを設置している運営法人が行います。
- (3) 運営法人は、地域の様々な住民が気軽に活用できるよう、地域住民の希望を取り入れながら具体的なルールを定めます。
- (4) 独占的な利用や、特定の時期に偏った利用、施設の会議室としてのみの利用などは適正ではありません。
- (5) 利用料は原則無償ですが、光熱水費等の実費を求められる場合があります。